

## 茨木市スマイル収集実施要綱

### (目的)

第1 この要綱は、日常の家庭生活に伴って家庭から排出されるごみ等（以下「家庭ごみ等」という。）をごみ集積場所まで持ち出すことが困難な高齢者、障害者等の世帯に対し、市が戸別に訪問し、家庭ごみ等を収集すること（以下「スマイル収集」という。）により、高齢者、障害者等の負担を軽減することを目的とする。

### (対象世帯)

第2 スマイル収集の対象となる世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

(1) 市内に居住する世帯

(2) 全ての世帯員が次のいずれかに該当する世帯

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条第7項の規定による要介護認定において要介護度3以上の認定を受けた65歳以上の者

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受け、かつ、障害の程度が1級又は2級である者

ウ 大阪府療育手帳に関する規則（平成12年大阪府規則第42号）第7条第2項の規定による療育手帳の交付を受け、かつ、障害の程度がAである者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ、障害の程度が1級である者

オ アからエまでに掲げる者のほか、市長が家庭ごみ等をごみ集積場所まで持ち出すことが困難であると認める者

(3) 全ての世帯員が家庭ごみ等を市長が指定するごみ集積場所まで持ち出すことが困難な世帯

(4) 親族、近隣に居住する世帯等からごみ出しの協力を得ることが困難な世帯（収集する家庭ごみ等）

第3 スマイル収集の対象となる家庭ごみ等は、対象世帯から排出される次に掲げるものとする。

(1) 茨木市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成19年茨木市条例第18号）第2条第2項第1号に規定する家庭系廃棄物（次号に掲げるものを除く。）

(2) 茨木市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（平成19年茨木市規則第60号）第3条に規定する資源物

### (費用の負担)

第4 スマイル収集の利用に係る費用は、無料とする。

(利用の申込み)

第5 スマイル収集を利用しようとする世帯の代表者又はその代理人（以下「申込者」という。）は、茨木市スマイル収集利用申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(世帯の調査)

第6 市長は、第5の規定による申込書の提出があったときは、利用の申込みのあった世帯の居宅を訪問し、茨木市スマイル収集面接票（様式第2号）を用いて必要な調査を行うものとする。

(利用の決定)

第7 市長は、第6の規定による調査後速やかにその結果を審査し、適当と認めたものについて利用の決定を行い、茨木市スマイル収集利用決定通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

(排出の方法等)

第8 スマイル収集を利用する世帯は、家庭ごみ等を品目ごとに分別し、あらかじめ指定された収集日に玄関先等へ排出しなければならない。

2 前項の場合において、大型粗大ごみ（最長の一边の長さが1メートル以上のものをいう。）を排出しようとするときは、あらかじめ市長に申し出て、その承諾を受けなければならない。

3 市長は、特に必要と認めるときは、第1項の収集日等を変更することができる。

(変更等の申出)

第9 申込者は、利用の申込みの内容を変更し、一時停止し、再開し、又は停止しようとするときは、茨木市スマイル収集利用（変更・一時停止・再開・停止）申出書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、市長が必要と認めるときは、第6の調査を改めて行うものとする。

(収集の中止等)

第10 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、スマイル収集を中止し、又はスマイル収集の決定を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為によりスマイル収集を利用し、又は利用しようとしたとき。

(3) 第2に規定する対象となる世帯に該当しなくなったとき。

(4) 第9第1項の申出がないまま長期不在等により申込者、他の世帯員及び緊急連絡先と連絡が取れなくなったとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、スマイル収集を実施することが著しく困難である

と認められるとき。

- 2 市長は、前項の規定により、スマイル収集を中止し、又はスマイル収集の決定を取り消すときは、茨木市スマイル収集利用（中止・取消）決定通知書（様式第5号）により申込者に通知するものとする。

（その他）

- 第11 この要綱に定めるもののほか、スマイル収集について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。